

4 3 『市町村主体を基本とした県による広域調整や支援の実施』に向けた方策  
 1 「市町村主体の都市計画の仕組みづくりと県による広域調整の実施」に関する方策  
 (1) 市町村を計画主体においた都市計画の仕組みづくり

基本的な考え方

- 地域の実情に応じたまちづくりを、市町村が主体となって効果的かつ円滑に推進していくためには、市町村が描いたまちづくりの全体像を基本に、県が定める個別都市計画につなぐための県と市町村の役割分担を整理するとともに、また市町村が定める都市計画に対する県の関与も市町村の自由度を最大限確保していく必要がある。
- このため、市町村の意向に基づいて県の都市計画案件を定めるための手続、及び市町村の都市計画に対する県の同意の観点を明確にする。

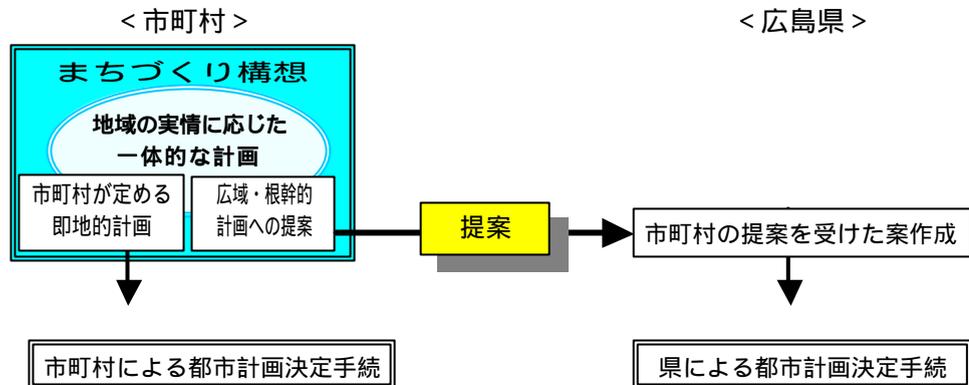
具体的な制度運用

ア) 県が定める都市計画の案は市町村からの提案を受けて作成することを原則化

県が定める広域・根幹的都市計画は、市町村の骨格となるため、市町村による、各地域の実情に応じた個性あるまちづくりの全体像の検討の中で、関連計画と一体で総合的な計画づくりが必要である。

このため、県が定める都市計画の素案は、市町村からの提案を受けて作成することを原則とする。具体的な市町村が行う事務の内容は、概ね次のようなものとなる。

- ・ 都市施設の計画（案のもととなる図面・資料等を事業予定者が作成）の場合  
 : 市町村のまちづくりの意向を図面・資料等に反映させること。
- ・ 土地利用等の計画（地域の状況を踏まえた即地的な検討が必要）の場合  
 : 具体的な計画内容となる素案を作成すること。



イ) 市町村が定める都市計画に対する県の同意基準の明確化と公表

市町村が定める都市計画については、県の同意が必要であるが、市町村主体の都市計画を徹底していくためには、県は市町村の意向を尊重した必要最小限の関与に止める必要がある、また市町村が具体検討を行う前に、前提条件となる枠組みとして提示しておく必要がある。

このため、次の観点を基本とした同意基準を今後定め、それを公表する。

同意の観点

- 1 県が定め又は定めようとする都市計画と適合していること。
- 2 一の市町村の区域を超えて影響を及ぼす都市計画については、関係市町村及び国・県等の関係機関との調整が図られていること。

## (2) 市町村間調整を重視した広域調整システムの構築

### 基本的な考え方

- 県が定める都市計画を市町村の意向尊重を基本におくと、市町村を超える広域性の確保についても、周辺市町村の意向を尊重する手法をとることが必要である。
- このため、計画の広域性を、市町村相互間（都市計画区域を持たない町村も含む）で十分な意見交換や調整を行うことにより確保していくことを基本とする仕組みを構築する。

### 具体的な制度運用

#### ・ 広域計画の調整を行う場の創設

県が定める都市計画についての広域調整と意見交換等を行うための基本となる仕組みとして、圏域内調整会議（仮称）を設置する。

県が都市計画の案を作成する場合は、素案の段階でこの会議に上程し、関係する市町村（都市計画区域を持たない町村を含む）間で意見の調整や集約、情報の周知等を行った上、その意見等を踏まえて県の計画案にまとめることとする。（但し軽微な変更等は除く。）

表 圏域内調整会議の概要

区 分	内 容
目 的	県が定める都市計画の素案、その他広域的見地から計画すべき事項について、都市計画上の観点から、県、関係市町村（都市計画区域を持たない市町村を含む）及び事業者（事業予定者を含む）間で意見の調整集約及び情報交換を行い、広域調整の円滑化を図る。
単 位	各地域事務所の管轄区域
案 件	県が定める都市計画の素案 区域マスタープラン記載事項（予定を含む）等
組織構成	関係市町村（圏域内市町村を基本とし、案件毎に密接に関連する市町村を加えるなど必要に応じ調整） 広島県土木建築部都市局、管轄地域事務所 事業者（事業予定者を含む）
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的観点からの都市計画上の整合</li> <li>・ 都市計画と事業との整合</li> <li>・ 情報交換 等</li> </ul>



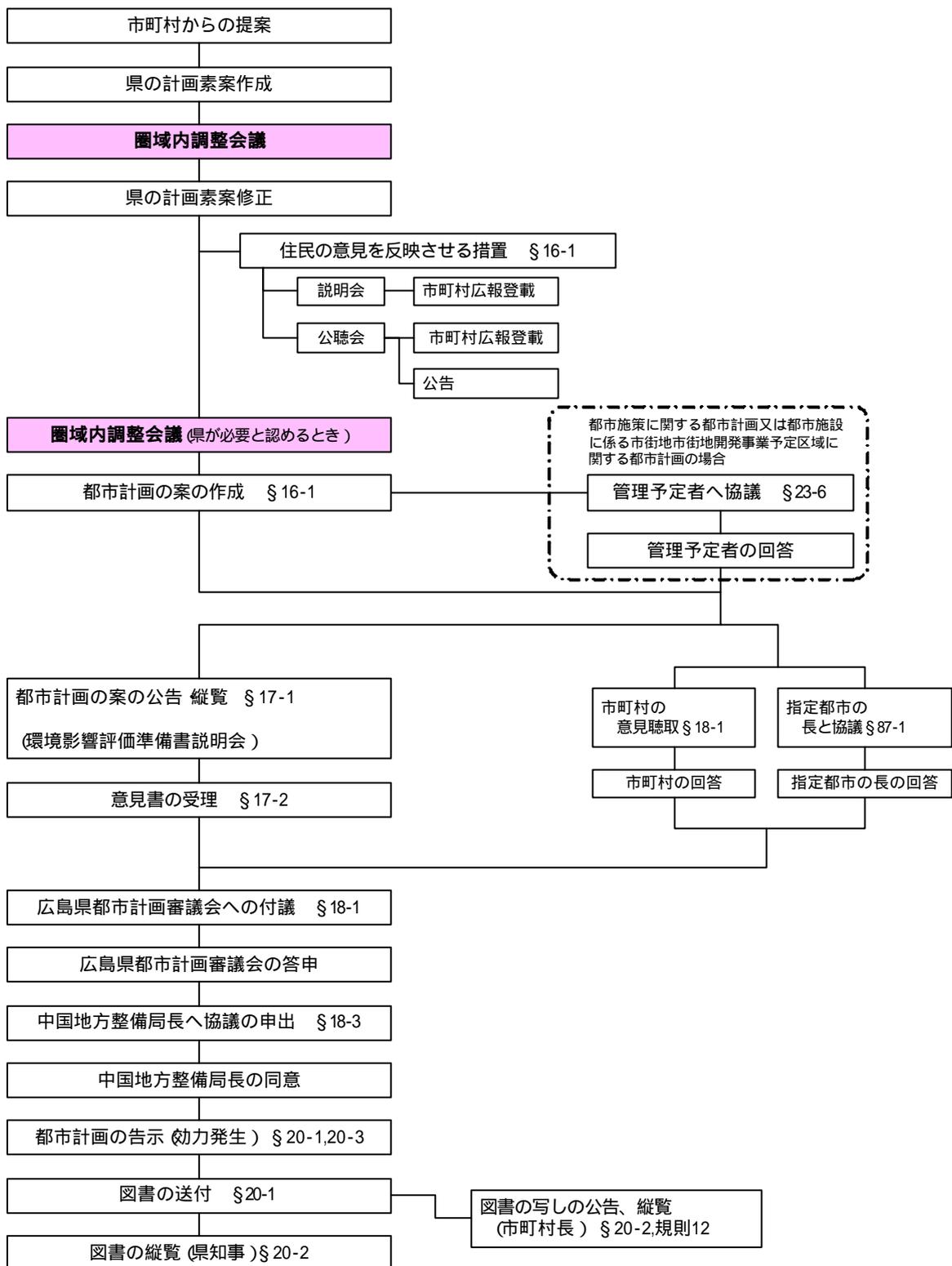


図 県が定める都市計画決定手続きにおける圏域内調整会議（仮称）の開催時期

## 2 「権限移譲等による規制の一体的運用と市町村の能力向上」に関する方策

### (1) 即地的・一体的な制度運用に向けた市町村への権限移譲の推進

#### 基本的な考え方

- 市町村が自らの権限と責任において、個性豊かな都市づくりを推進していくためには、地域の実情を十分に踏まえた柔軟で実効性のある即地的な土地利用規制を、一体的・総合的に実施していく必要がある。
- このため、県がもつ権限のうち、広域的な判断を必要としないものについては、可能な限り市町村への移譲を進めていくとともに、移譲が困難なものについても、即地的で市町村決定の都市計画等との連動が必要なものについての連携を強化し、市町村の主体的な判断を活かした運用を行う。

#### 具体的な制度運用

##### ア) 都市計画と関連事務の一体的な権限移譲

一体的・総合的な制度運用を実現するには、関連事務の権限をまとめて移譲する必要がある。県から市町村への権限委譲については、県・市町村権限移譲研究会が「権限移譲の推進に関する報告書」(平成13年3月)の中で、このようなパッケージ方式による移譲の方向性を提案していることから、今後、この方向に沿った具体化を進めていく。

##### イ) 権限移譲が困難な事務の市町村主体運用

法制度上の問題や市町村の組織体制の問題から、権限移譲が困難な事務も存在するが、これらについても、運用の中で市町村の主体性を高めていく必要があることから、具体的には、この答申で示した事項については、次の取り組みを行う。

##### a 市街化調整区域での開発緩和条例(4-1 2(2)・P37)

既に示したとおり、許可と具体地域等の指定に権限を分割し、即地的な判断が必要となる地域等の指定について、市町村に権限を移譲する。

また、当該緩和区域における建ぺい率・容積率の指定についてはbと同様とする。

##### b 特定行政庁による用途白地地域の建ぺい率・容積率の指定(4-1 2(3)・P39)

市町村による特定用途制限地域の指定と併せて指定することを原則としているが、連動・一体化を促進するため、規制素案を市町村が策定するとともに、それを活かした迅速・機動的な指定を行うため、県の事務処理を最大限簡素化する。

このため、指定の際必要となる県都市計画審議会への付議についても、市町村が素案を市町村都市計画審議会の意見を聴いた上で作成している場合には、県の審議会の審議手続きの一部省略を検討する。

## (2) 市町村の能力向上への支援

### 基本的な考え方

- 市町村主体の都市づくりを推進するためには、市町村自身の都市計画に関する執行能力の向上が最も重要であり、市町村への、都市づくり・都市計画に関する専門知識や豊富な経験の蓄積を一層進める必要がある。
- このため、県としては、同意基準の明確化や権限移譲等と合わせて、基礎知識の徹底やノウハウの蓄積・提供など、技術的助言等による支援を強化する。

### 具体的な制度運用

#### ア) 広島県による支援体制の強化，人材育成

県の市町村に対する技術的助言としては、県が独自に作成した「都市計画の手引き」により、様々な制度に関する実務知識の普及徹底に努めるとともに、市町村の個別事案に対しても「まちづくり相談窓口」を設置して対応するなど、積極的に実施しており、この答申も、県と市町村の関係等の基本的なスタンスの明確化など、技術的助言の一環となると考えられる。

今後、新たな都市づくりの視点の提示や、個別市町村を超える広域的な方向づけ等、県の本来的な役割を一層強化していく必要があるが、それとともに、特に各地域に密着した日常的な支援も、より重要になる。

このため、県都市局に加え、これまで事業執行機関の性格が強かった各地域事務所も、地域に密着した都市計画の調整・支援主体として位置付け、都市局・地域事務所間の連携と情報・ノウハウ共有等を進めることにより、支援体制全体を、より強化していく。

また、県と市町村との人事交流も継続するとともに、県への派遣職員に対しては都市計画に関する特別研修を実施するなど、都市計画の感覚に優れた人材の育成に引き続き取り組むものとする。

#### イ) まちづくり事例集の作成と蓄積

都市計画や都市づくりは、地域毎に大きな差のある制約条件の下で、最適の手法を導き出す経験工学であり、ノウハウの蓄積が極めて重要となるが、制度の多彩さに比べ事例に限られる市町村では、十分な経験の積み重ねまでに至りにくい面がある。

このため、県が、このようなまちづくりに関する先行事例、まちづくり条例などを収集・蓄積し、それらを整理して県内市町村が共有するノウハウやメニュー集として提供することにより支援を強化していく必要がある、今後、その事例集作成と継続的な蓄積・更新を進める。

#### ロ) 市町村間のまちづくり情報交換の促進

イ)のまちづくり事例集は、まちづくり手法等の全体像の把握と活用に適しているが、経験工学としてはそれだけで十分ではなく、実際の経験に触れ、疑似体験しながら情報収集することも重要である。

このため、県内の各市町村の都市計画担当者が集まり、自らの都市計画事例や先進地における事例などを題材にした情報提供や意見交換を行う場を定期的に設置し、相互の研鑽とノウハウ共有を進める。

### 3 「住民参画等に向けた条件整備」に関する方策

#### (1) 都市計画に関する情報提供，開示の充実

##### 基本的な考え方

- 都市計画に対する住民の合意形成の促進や，計画の円滑な実現には，都市計画に関する知識の普及・啓発や，都市づくりと都市計画に関する情報開示などの継続的取り組みにより，都市計画を住民により身近なものとして関心を高めていくことが重要である。
- このため，ITも活用するなど様々なかたちで普及・啓発や情報開示に努めていくとともに，都市計画の決定手続きについても住民参画推進に向けた条件整備を進める。

##### 具体的な制度運用

#### ア) 都市計画に関する知識の普及・啓発と情報開示（インターネットホームページの活用）

県民の都市計画に対する正しい理解に基づいた協力を得ながら，合意形成の円滑化を図り，ひいては住民の主体的な参加意識が醸成されるよう，都市計画制度をはじめ，都市計画一般の知識の普及・啓発を図る。

このため今後，特にインターネットのホームページを活用した，広く一般への情報発信強化により，都市計画に関する知識の普及・啓発に取り組むとともに，区域マスタープランについての素案段階での公表と意見集約にも，活用する。

#### イ) 都市計画決定手続きにおける住民参画推進のための情報提供の充実

法改正により，都市計画決定の手続きについても，独自手続きを上乗せ可能になったことを踏まえ，環境影響評価に係る縦覧期間の延長を検討する。

具体的には「広島県環境影響評価に関する条例」による環境影響評価手続きの対象事業について，当該手続きと並行して行う都市計画の決定又は変更手続きの縦覧期間を，環境影響評価手続きと同様に1ヶ月に延長する条例の制定を検討する。

また，ア)の一環として，インターネットホームページを活用した，都市計画決定手続きに関連する次のような情報提供の充実に取り組む。

表 都市計画決定手続きに係るホームページによる情報提供内容

項目	内容
都市計画審議会議事録	審議会議事録の全文を掲載（ただし，発言者等は非公表）
都市計画縦覧等情報	計画案毎に，案の概要・縦覧期間・縦覧場所等を掲載 審議会及び決定後はその情報を追加
公聴会・説明会開催情報	公聴会・説明会等の日時・場所・案の概要等を掲載 （開催前の周知）

## (2) 段階的かつ着実な住民参画の推進

### 基本的な考え方

- 住民参画は、情報開示、意見提出や提案、住民が主体となった計画づくりや実施など様々な段階があるが、本県の都市づくりにおいても、マスタープランや個別計画、事業等の事案に応じた参画の試みが始まっており、今後も、市町村による身近なまちづくりへの住民参画などを中心に、着実な取り組みが必要である。
- このため、県としても、市町村が住民参画を円滑に推進し、都市づくりを多様な主体が協働して行う状況の実現を目指した環境の整備などの取り組みを推進していく。

### 具体的な制度運用

住民参画の促進には、専門性が高い部分がある都市計画の特質から、住民の知識や問題意識を高める取り組みが重要であり、また、公平性や中立性に配慮した運営や、調整役の育成などを始めとする推進手法の充実・進化も重要である。

これまでも県では、まちづくりに関する様々な専門家を招いたシンポジウム等も機会を捉えて開催しているところであるが、今後もこのような取り組みを工夫・発展させながら継続していくとともに、さらに、次のような観点からの取り組みを推進することとする。

#### ア) 都市づくり・都市計画に関する知識や問題意識の高揚

##### a 社会実験手法等による体験型意識啓発の推進

問題意識を高めるには、単なる普及啓発だけでなく、住民への積極的な問題提起により課題を共有していく活動も重要である。本県では、近年都市交通問題への取り組みとしてTDM（交通需要マネジメント）施策導入を目指した交通社会実験を各地で実施し、問題意識の高揚に大きな効果を得ているところであり、今後も、このような社会実験などの、住民自らが参画し、体験できる新たな意識啓発活動の実施を検討していく。

##### b 生涯学習等の教育施策とのタイアップなどの検討

住民の生活に密着しているまちづくりは、必要な知識や関連する行政分野も幅広く総合的であり、こどもから高齢者まで 様々な場面での多様な関わり方が可能である。

このため、今後、知識普及と意識啓発の上で重要である、教育の分野で、学校教育における身近な地域の学習や生涯学習などでの施策連携の検討をまず開始するほか、機会をとらえて、他の様々な行政分野との連携も検討していく。

#### イ) 住民参画の推進手法の充実等

##### a NPOや各種団体等との連携・交流と課題共有の推進

本県には、NPO法人や経済団体をはじめ、まちづくりに関わるボランティア団体が多数存在し、様々な活動を行っている。

行政と住民の間に位置するこれらの団体は、住民参画の推進に大きな力になると期待されることから、これらの団体との交流を深め、都市づくりの課題を共有しつつ、連携・協働による都市づくりの推進手法や、住民参画推進に向けたコーディネーターの育成・活用手法などを始めとする、今後の連携のあり方や具体方策等についての検討を行う。

##### b 住民参画事例に基づく運営ノウハウ等の市町村間での共有の推進

住民参画を、まだ試行錯誤で進めている各市町村にとって、他の市町村の工夫や苦労、結果を十分に踏まえて、進化させることのできる技術やノウハウなどの情報収集は極めて重要である。

このため、県は、2(2) (り) で設置する、市町村間のまちづくり情報交換の場に、各市町村の住民参画の事例等を積極的に取り上げ、市町村との議論や工夫を行いながら、技術・ノウハウの集約と共有を推進していく。